

枚方市条例第 9 号

枚方市自転車等の放置防止に関する条例の一部を改正する条例

枚方市自転車等の放置防止に関する条例（昭和61年枚方市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第13条に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、当該自転車等が放置されたことについて盗難その他当該自転車等の利用者等の責めに帰することができない理由があると当該利用者等が申し出た場合において、当該理由が正当であると市長が認めるときは、同項の費用を徴収しないものとする。

第16条第1項中「使用する者」の次に「（当該者を特定することが困難である場合において、特別な理由がないと市長が認めるときは、当該自転車等の所有者）」を加え、同条に次の1項を加える。

- 4 市長は、機械式駐車場を使用する者が当該使用の際に想定した使用時間又は使用回数と実際に使用した使用時間又は使用回数に相違があることにつき天災その他当該者の責めに帰することができない理由があると当該者が申し出た場合において、当該理由が正当であると市長が認めるときは、使用料を免除することができる。

第17条第2項中「及び第12条」を「から第13条まで」に改める。

別表第1枚方市駅高架下機械式自転車駐車場の項及び光善寺駅前機械式自転車駐車場の項を削る。

附 則 [令和4年3月11日公布]

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、令和4年7月1日から施行する。
- 2 改正後の第16条第4項の規定は、この条例の施行の日以後に自転車等を入庫した機械式駐車場の使用に係る使用料について適用し、同日前に自転車等を入庫した機械式駐車場の使用に係る使用料については、なお従前の例による。